

「マイナンバーの本性」 と 会社の信用を守る個人情報管理

2015.10.5

弁護士法人エルティ総合法律事務所
所長弁護士 / 公認システム監査人
藤谷護人

1. マイナンバーの概要 <別紙参照>

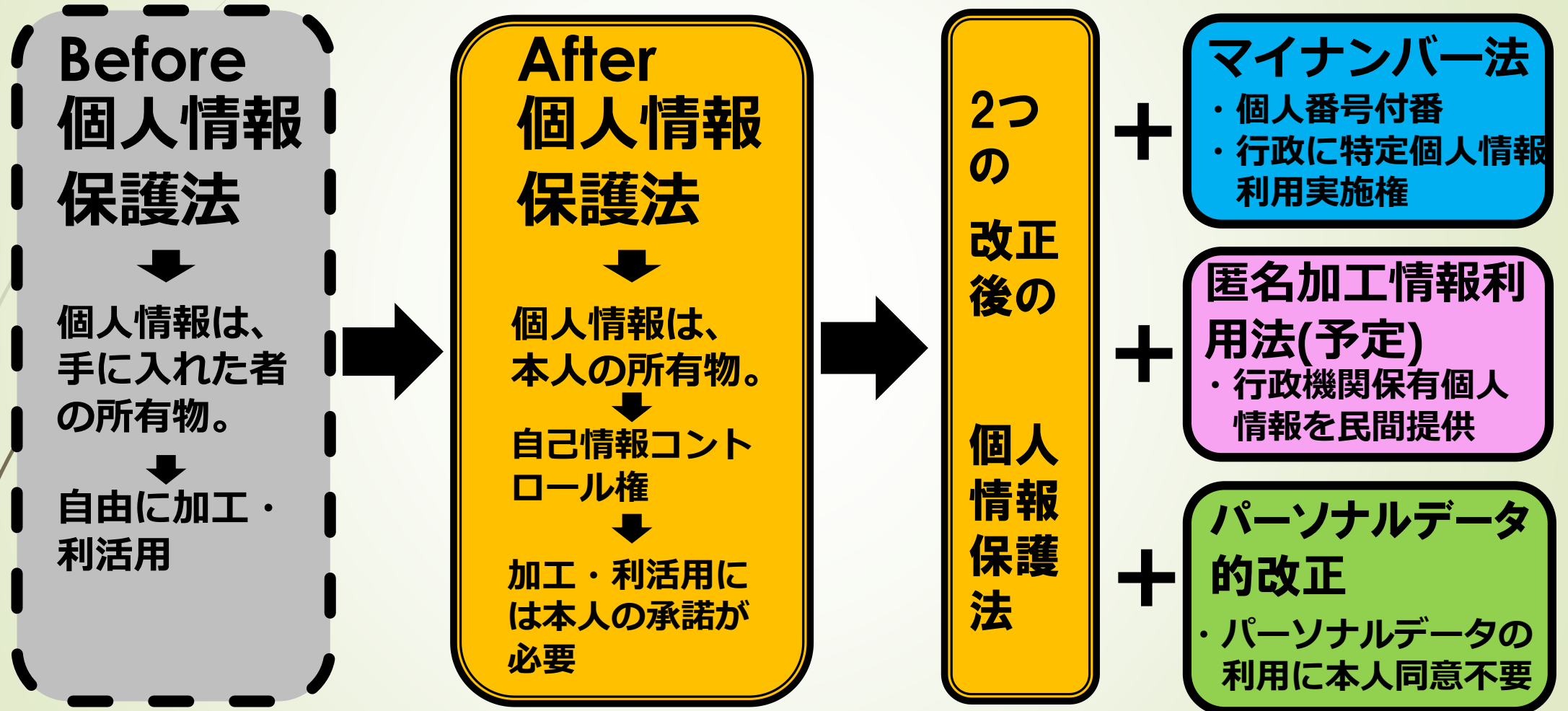
< 10分でわかる「マイナンバー」>

- I. マイナンバー制度の概要
 1. マイナンバーって何??
 2. 何に使うの?
 3. 「行政手続」といってもいろいろあるが・・
- II. 企業がやらなければいけないこと
 1. 税金や社会保険の事務に関して、従業員や顧客・取引先(個人の場合)からマイナンバーを収集・保管し、行政に提出する書類に記載する。
 2. マイナンバーの取扱いは、厳しい規制がある。
 3. どう対処したものか・・。
 4. 今年の年末調整や、来年3月の確定申告前に従業員に渡す書類のマイナンバー対応は必要か?
- III. 安全管理措置
 1. 安全管理措置とは?
 2. 局面ごとの安全管理措置
- IV. そういえば、法人番号というものもありまして

2-1. 「個人情報保護法」と「マイナンバー法」と「パーソナルデータの改正」の関係 + α

- ➡ (1) 「個人情報保護法」(平成17年4月1日完全施行)は、「文化革命」 =
 - ➡ 自己情報コントロール権
- ➡ (2) 「マイナンバー法」は「個人情報保護法」の「特別法」 =
 - ➡ 「個人番号の行政権力による強制付番」と「特定個人情報(個人番号付の個人情報)に対する行政権力による利用実施権」の設定
- ➡ (3) 「パーソナルデータの改正」 = 立法権力(多数決)により、企業の財産権として
 - ➡ 「ビックデータ活用権」を承認し、本人(個人)の自己情報コントロール権から同意権を不必要化する改正
- ➡ (4) 「匿名加工情報提供法(H27秋予定)」
 - ➡ 行政機関の保有する個人情報を希望企業に匿名加工して提供

＜個人情報保護法、Before・After・2つの改正後+α＞



2-2.個人情報保護法とマイナンバー法の関係

- ▶ 個人情報保護法が、「基本的人権」として、プライバシー権=自己情報コントロール権を認めたものであったなら、「国家権力は、多数決をもってしても、(たとえ少数意見だったとしても)個人情報のオーナーである本人の意向を無視して、個人番号(マイナンバー)を権力的に付番することも、行政権力が、「特定個人情報」(個人番号と結合された個人情報)を、本人の承諾を得ないで、利用してはならない。」筈である。

これらを行政権力に認めるマイナンバー法は、基本的人権である自己情報コントロール権に対する「公共の福祉」による制限として、合憲であると解釈するのであろうか。

- ▶ あるいは、個人情報保護法は、個人情報利用調整法に過ぎず、基本的人権としての自己情報コントロール権を認めたものではなかった、のか？

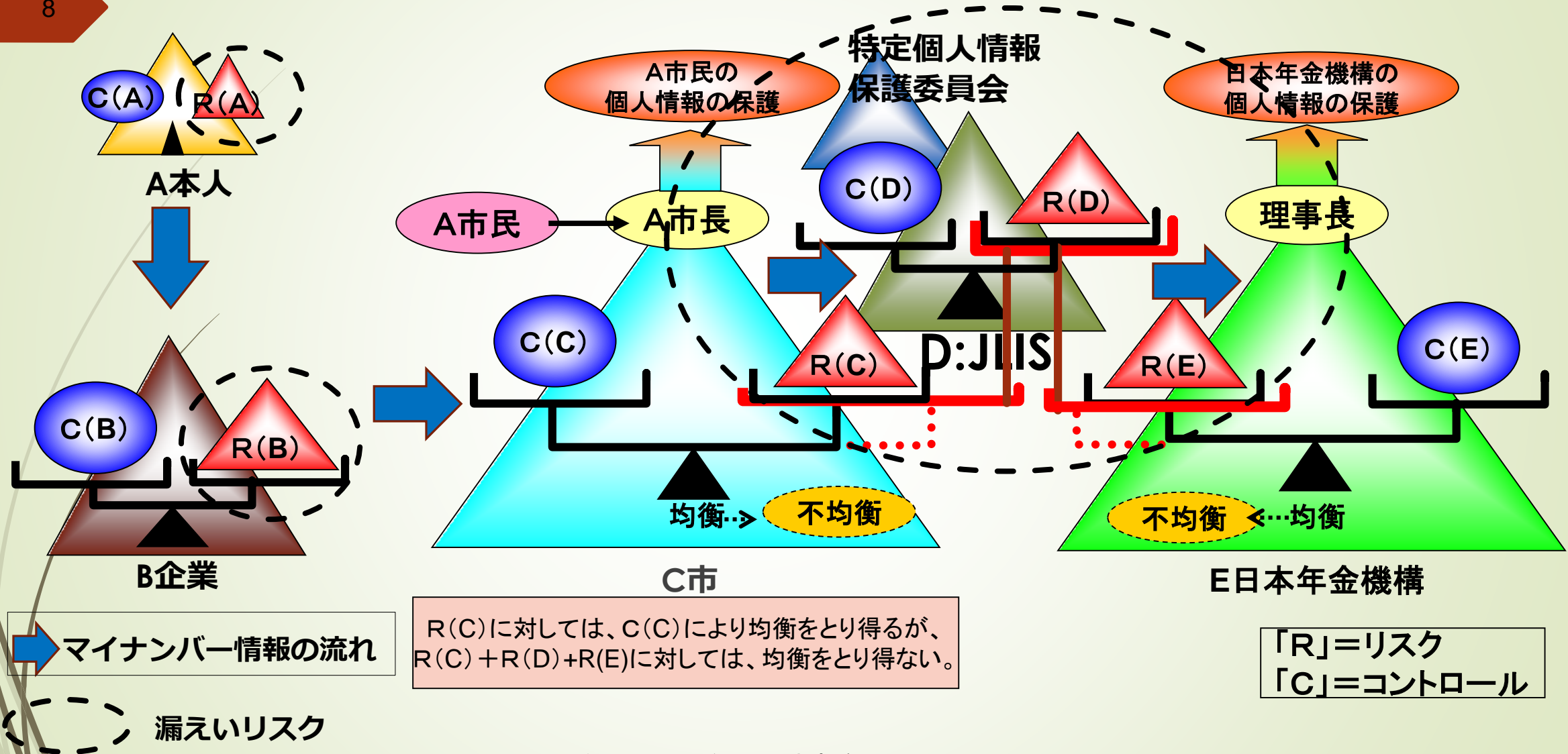
2-3. 個人情報保護法とパーソナルデータの改正の関係

- ➡ 個人情報保護法が、制定施行されたときに、本人=個人が、プライバシー権=自己情報コントロール権を、「財産権」として、もっと強く意識していたなら、
- ➡ たとえ、ビックデータ活用が、企業の活性化を促し、国家経済の発揚につながるとしても、あるいは、自民党絶対多数政権下であったとしても、「パーソナルデータ」は、「特定個人識別性」を失う訳でないことは、認識されているのだから、かくも簡単に、財産的範囲が削られることは無かったのではないか。
- ➡ CF.土地所有権は、個人的な支配が可能な上空と地下のみに及ぶ

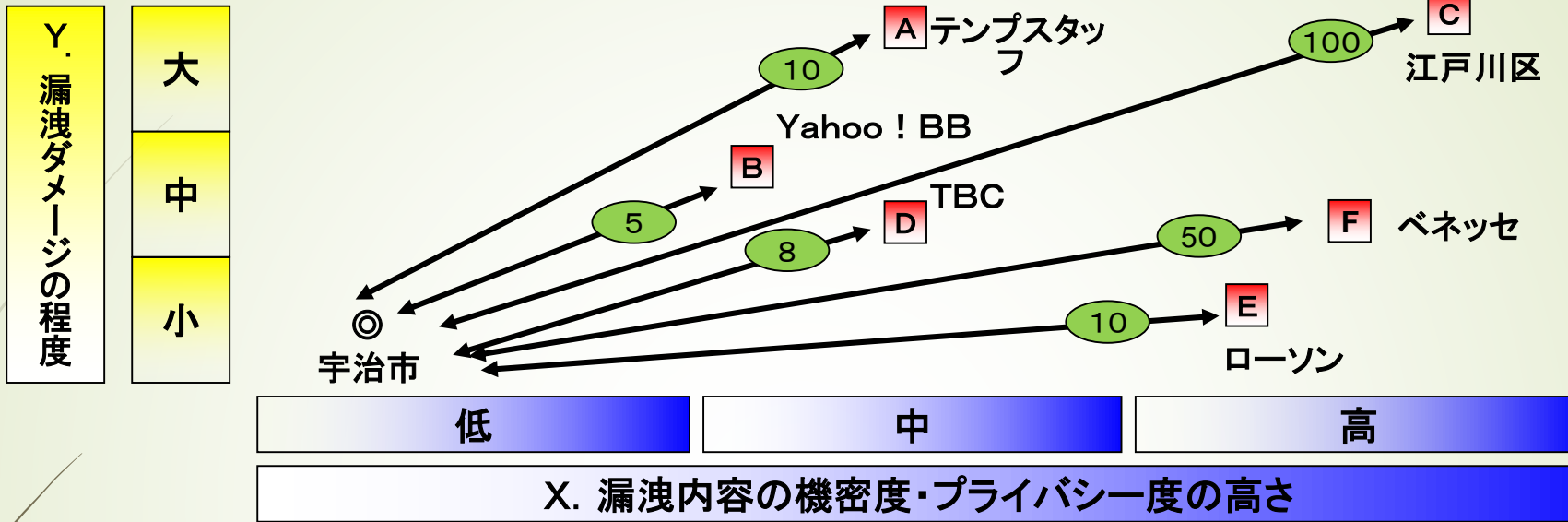
3-1.もしも「特定個人情報」が漏えいしたら

- ➡ 本人から漏えいした場合 → 自己責任
- ➡ 企業から漏えいした場合 → 損害賠償責任、故意の場合は刑事罰
 - ・「損害賠償額」はどれくらいか
 - ・社会的信用の毀損損害はどれくらいか
- ➡ 自治体から漏えいした場合 → 国家賠償請求
- ➡ JLISから漏えいした場合 → 国家賠償請求
- ➡ 日本年金機構から漏えいした場合 → 国家賠償請求

3-2. マイナンバー制度における情報漏えいリスクはどこか



3-3. 損害賠償算定テンプレート



* 内の数字は「侵害倍数」

情報漏洩事例のまとめ

	漏洩情報(推測を含む)	機密度	ダメージ	侵害倍数	賠償額 (予測測定)
宇治市	基本情報のみ	低	小	1	1万円
Yahoo! BB	基本情報、メールアドレス、ID	中の下	中	5	5万円
テンプスタッフ	基本情報、非公開の携帯電話番号、美人度ランキング	中	大	10	10万円
江戸川区	基本情報、病歴	高	大	100	100万円
TBC	基本情報、セクシャルな事柄	中	中	8	8万円
ローソン	基本情報、電話番号、職業、年収、クレジットカードの番号	高の下	中	10	10万円

個人情報の種類

10

漏洩内容の機密度・プライバシー度			
程度	低	中	高
区分	基本情報	取扱注意情報	センシティブ情報
意味	<ul style="list-style-type: none"> 個人を特定するための基本的な情報 住民基本台帳に登録され制度的に公開が予定されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> 機密度やプライバシー度が基本情報よりも高く、ある程度の高さの取扱注意を要する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 機密度やプライバシー度が最高度に高く、その情報が知れることによって、社会的な不利益や差別につながる可能性を持つ情報
具体例	氏名 住所 生年月日 性別 イエローページ掲載の電話番号 ・ ・ ・ ・ ・	メールアドレス イエローページ不掲載の電話番号 携帯電話の電話番号 美人度ランキング 美容に関する相談内容 口座情報 クレジットカード番号 職業 年収 ・ ・	思想・信条・宗教に関する情報 歴史的社会的帰属情報 健康・病歴情報 多額債務情報 ・ ・ ・ ・ ・

〈漏洩ダメージの程度〉

大

- 二次流出、三次流出も起こり、回収は不可能
- 漏洩データを使った侵害行為が発生した

中

- 漏洩データが回収できていない
- 漏洩データを使った侵害行為は行っていない

小

- 漏洩データがすべて回収された
- 漏洩データを使った侵害行為も起こらなかった

3-3. 個人情報漏えい事故の**損害賠償**は、

検討事例:平成6年12月7日、江戸川区で住民健康診断データ(含む病歴)9万人分が流出しました。あなたが、この事件の被害者だったとして、江戸川区に対して、損害賠償を求めて、国家賠償請求訴訟を提起したとします。裁判所は、いくら**の損害賠償を認めてくれるでしょうか。** 40p

●●●円/人

9万人全員だと? ●●●円!

当年度の江戸川区の年間予算は、●●●円!

破綻

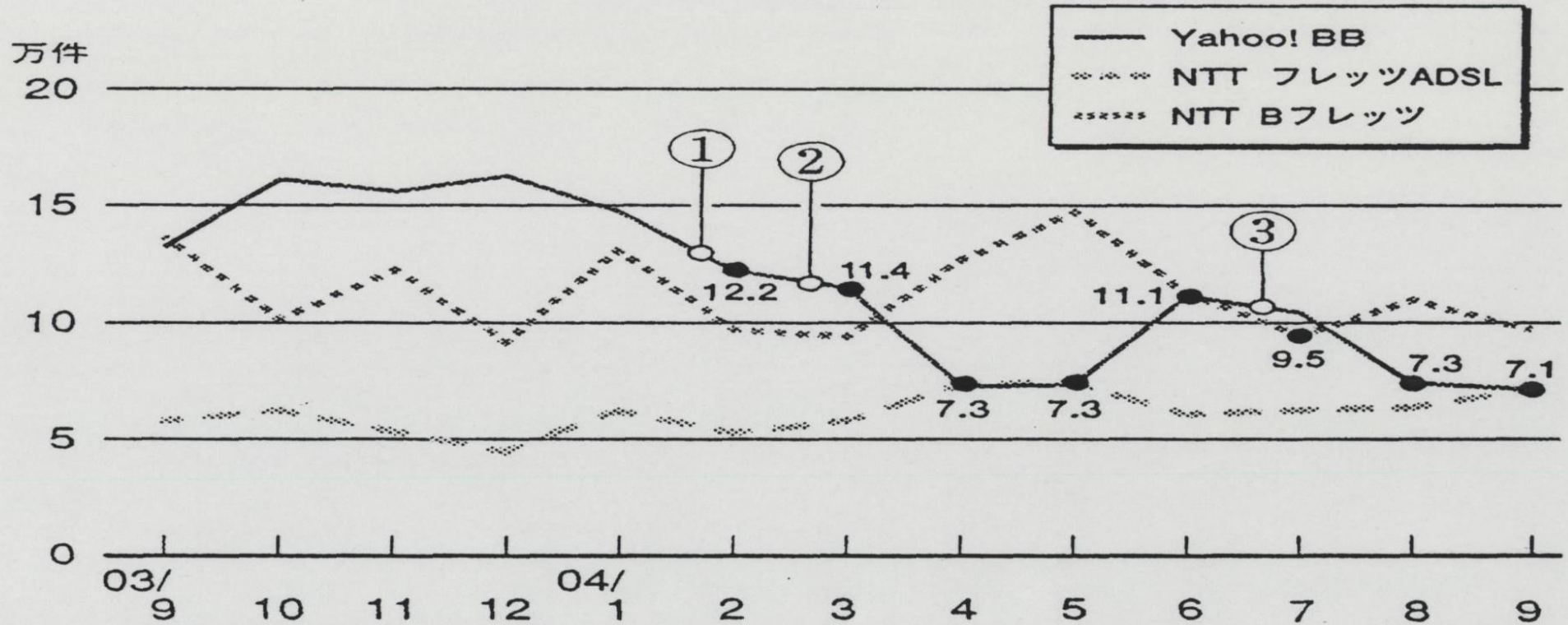
3-4. マイナンバー付情報(特定個人情報)の価値

質問: マイナンバー付情報(特定個人情報)が漏えいした場合の
損害賠償額は、単なる個人情報漏えいの場合の何倍と考
えればよいでしょうか?

- ① 4倍
- ② 10倍
- ③ 20倍

3-4. 「社会的信用の低下」の金額的大きさ

ソフトバンク対NTTの高速通信サービスの契約
対前月比増加数の推移比較と漏洩事件の影響

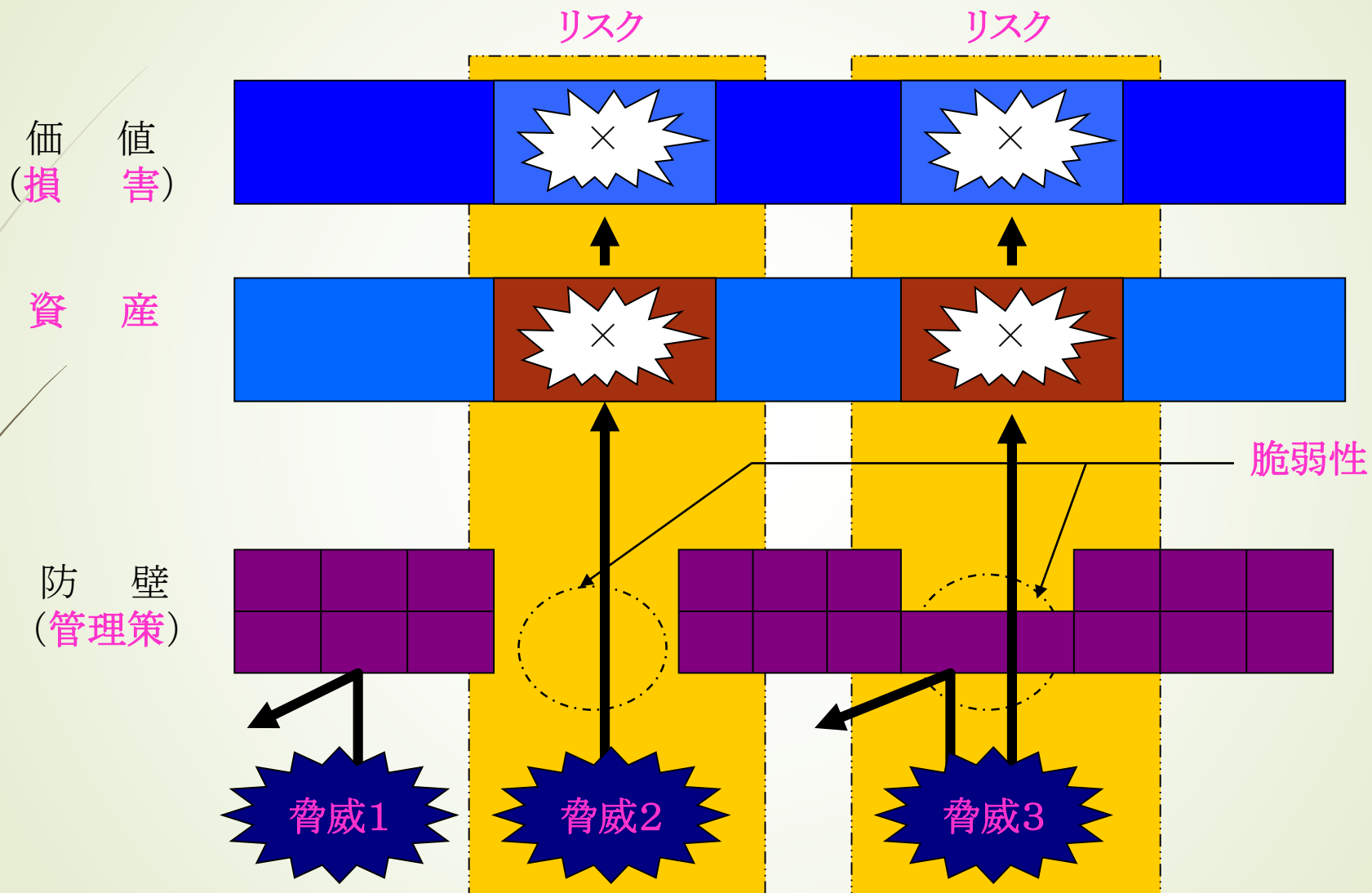


- ① 1月23日 242件漏洩の報道
- ② 2月24日 451万人漏洩の報道
- ③ 6月18日 660万件へ修正、通話記録140万件漏洩の報道

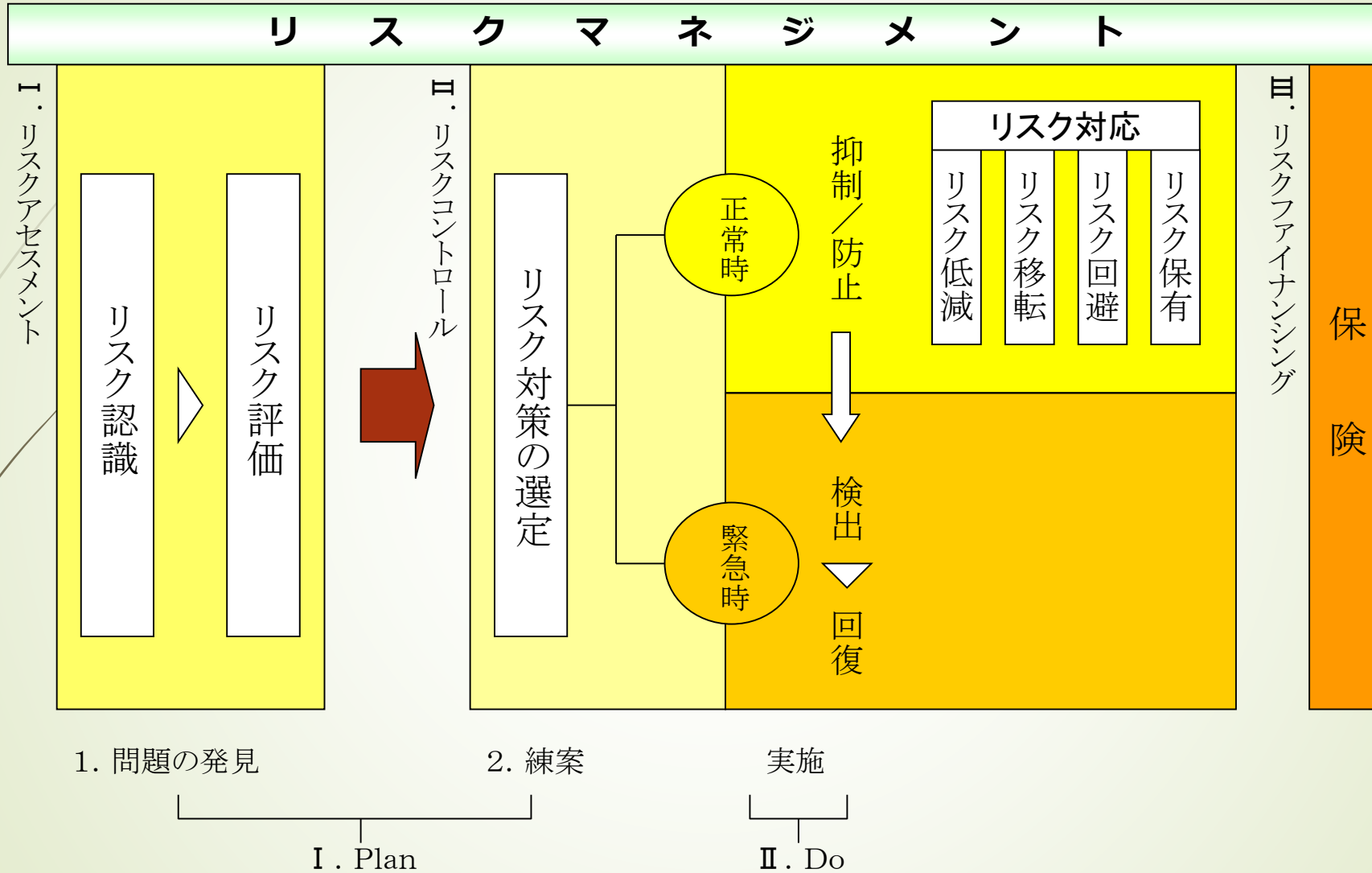
3-5. 「情報セキュリティ」は、なぜ必要なのか

- 情報システムは「技術」である。デメリットを伴わない技術はない。
- 「社会的に許す法理」 = 技術の「有用性」を社会的に必要としており、技術のデメリットによる「リスクをコントロール」できる場合には、その技術の使用を認める、という考え方。
- 「自動車技術」には、毎年交通事故死者が1万人というリスクがある。だから自動車技術を使用することは「原則として禁止」されている。「運転免許」とは、交通法規の理解と安全運転技術の修得を条件として「禁止を解除」すること。
- 「コンピュータやインターネット技術」にも情報漏えいやネット自殺などデメリットがあるが。その使用は「原則として自由」である。しかしそれを安全有効に使用するためには「情報セキュリティ（機密性（C）・完全性（I）・可用性（A）・説明責任性（A）」が不可欠である。

<資産と管理策と脅威と脆弱性とリスクの相関関係>



<リスクマネジメント技法>



＜労働力形態による内部統制力喪失関係

→統制力におけるバルネラビリティ比較＞

18

	自社常用	自社契約	自社パート	派遣	委託	再委託
帰属・服従意識	○	△	△	×	×	×
兼・競業禁止権	○	○	×	×	×	×
懲戒解雇権	○	○	○	×	×	×
懲戒権	○	○	○	×	×	×
研修命令権	○	○	○	×	×	×
規範遵守要求権	○	○	○	○	×	×
守秘要求権	○	○	○	○	○	△
誓約書徴求権	○	○	○	△	×	×
業務指揮命令権	○	○	○	○	×	×
監査権	○	○	○	×	×	×
改善指導命令権	○	○	○	×	×	×
損害賠償請求権	契約	○	○	×	○	×
	不法行為	○	○	○	○	○

＜アウトソーシングと内部統制＞

19

1. アウトソーシングにおける個人情報漏洩事件の頻発

2. なぜか？
- ① アウトソーシングによる内部統制力の喪失
 - ② アウトソーシング先の内部統制力の不十分
 - ③ 再委託

3. 「アウトソーシングセキュリティ構造式」

$$\underline{SL(X) \leq SL(Y) \leq SL(Z)}$$

$$SL(X) = C(X) - R(X)、SL(Y) = C(Y) - R(Y)、SL(Z) = C(Z) - R(Z)$$

$$\underline{R(X) = R(Y) = R(Z)、C(X) \leq C(Y) \leq C(Z)}$$

SL=Security Level、C=Control、R=Risk

4. 「アウトソーシング・セキュリティリスクマネジメント」

- ① $R(X) = R(Y) = R(Z)$
- ② アウトソーシング先が十分な「ISMS」を有していること
- ③ 喪失した統制力の補填：「関与制度」報告義務、監査権、改善要求権、完全損害賠償義務
- ④ 再委託にも①～③ + 機関法53条は、事実上「再委託拒絶」

3-6.漏えいは、どうやって、防止するのか

まず、「**きちんと管理**」すること

- ・カギの掛かるところに保管する
- ・コンピュータに**セキュリティ装置**をつける
- ・委託先を管理する

など

つぎに、「**漏えい防止のこころを強く**」すること

- ・個人情報保護法、ガイドラインを守る
- ・「**個人情報を大切に**するこころ」を育てる

など

3-7. 「標的型サイバー攻撃」の脅威

- ▶ 大企業ばかりでなく、中小企業も標的となっている。
- ▶ ファイヤーウォールやウィルスチェックプログラムもすり抜ける。
- ▶ 日本が標的となっている。
- ▶ 攻撃者が、明らかに財産的利益を狙い定めている。
- ▶ 攻撃に対する刑事罰的抑止力が殆ど機能しない。逮捕できない。
- ▶ 中小企業の自衛策は何か。
 - 重要な情報資源（「マイナンバー」や「特許情報」など）を管理しているパソコンと、インターネット通信をするパソコンを分け、かつ、同じLANに接続しない。

3-8. 「個人情報**を大切に**する**ココロ**」を育てる

平成16年7月、横浜市中区の産婦人科医が墮胎した**胎児の遺体**を「**一般ゴミ**」として捨てた、という新聞記事を読んだ。
私は胎児の遺体の生々しさを瞬時に脳裏に描き、その悲惨さと医師に対し**強い怒り**を感じた

平成16年9月、草加市役所からコンピュータ処理を受託した企業
の元SEが、**市民の個人情報**が**印刷**された**テスト用帳票**を
「**一般ゴミ**」として捨てていた、という記事を読んだ。

しかし、私は草加市の事例には、胎児遺体の事件について感じた
と同じ、**強い怒り**を感じなかった。
なぜか。帳票に印刷されていた市民の個人情報は、市民の
「**ココロ**」である。
遺体と比べて**ココロ**が決して軽い訳ではない。

実は、私たち人間という情報処理システムは、五感のうち「目」に8割以上依存している。視覚的な情報の処理には敏感だが、不可視な情報の処理は得意ではない。

コンピュータの中に、デジタルデータとして記録されている個人情報、完全に「不可視」である。デジタルデータとしての個人情報に、向き合う私たちは、たとえてみればヘレンケラーのようなものである。私たちは個人情報のこころの大切さを理解するためには、その三重苦を乗り越えるための努力をしなければならない。

私たちの一人一人が、この困難さを認識し、「個人情報大切に
するこころ」を育むことが、究極の個人情報保護対策である。